

○ 国民健康保険被保険者証（保険証）の更新を行います

■新しい保険証を世帯主宛に送ります
現在交付している保険証（桃色）の有効期限は平成29年3月末までです。

3月中旬に、国民健康保険（国保）に加入している人全員分のカード型保険証（薄緑色）を、世帯主宛にまとめて送ります。簡易書留郵便で送りますので、郵便局員からの手渡しでの配達となります。不在票の投函は3月21日（火）から随時となりますのでご注意ください。

なお、国民健康保険税に未納がある世帯には、3月初旬に別途通知を送ります。

4月以降、医療機関等を受診する際には、必ず新しく届いた保険証（薄緑色）を提示してください。

【重要】国民健康保険証は、個人情報に記載された大切なものです。住民登録している住所以外には郵送できません。

■特例での朝倉市の国保加入

国保に加入している人が修学や施設入所のために市外へ住民票を異動するときは、特例で朝倉市の国保に加入することになり、届出が必要で

す。届出をしないと保険証が使えなくなります。

次のような場合に届出が必要です。

- ◎修学や施設入所のために市外へ住民票を異動するとき（加入手続き）
- ◎修学を終えたときや施設を退所したとき（喪失手続き）
- ◎すでに届出をしている人で、新年度になっても引き続き学生であるときや施設へ入所しているとき（更新手続き）

手続きを行う際には、在学証明書や学生証、入所証明書等が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■国保税は世帯主に課税されます

国民健康保険は世帯ごとに加わし、国保税は世帯主に課税されます。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していても、世帯の中に1人でも国保に加入している人がいれば、世帯主宛に納税通知書等を送付しています。

問 市保険年金課（内線61、153、61・181）

国民健康保険被保険者証		有効期限	平成 30 年 3 月 31 日
記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	見 本	
氏 名	朝倉 花子		
生 年 月 日	昭和 39 年 10 月 16 日	性別	女
資格取得年月日	平成 8 年 4 月 1 日		
交付年月日	平成 29 年 4 月 1 日		
世帯主	朝倉 花子		
住 所	朝倉市菩提寺412番地2		
保険者番号	400267	保険者名	福岡県朝倉市

【4月以降の新保険証（薄緑色）】

届いた保険証の有効期限が平成30年3月31日以外の人
【4月2日以降に75歳になる人】
有効期限は誕生日の前日までです。以降は、後期高齢の保険証に切り替わります。
【4月2日以降に65歳になる退職被保険者の人】
有効期限は誕生月の末日までです。以降は一般証に切り替わり、誕生月未だに一般証を送付します。

保険年金課

○ 調理員（臨時職員）の募集

子ども未来課

市子ども未来課では、市立保育所の調理員（臨時職員）を募集しています。

■職務内容：市立保育所の調理業務

■募集人数：1人

■資格：調理師免許を有する人

■任用期間：4月1日から平成30年3月31日まで

■基本報酬：日額6500円、6600円（予定）

■募集期間：3月17日（金）までの土・日・祝日を除く、8時30分～17時15分

■申込方法：履歴書と調理師免許証の写しを市子ども未来課へ提出
問 市子ども未来課保育所係（内線61・125）



「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」にご協力を

介護サービス課

市では、平成30年度～32年度までを計画年度とした「第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定に向けて調査を実施します。

この調査は、主に生活機能の面から高齢者の生活状況を抽出し、高齢者の生活状態に応じた介護（予防）サービスや各種福祉事業を提供するために行うものです。

調査票が届いたら、調査の趣旨をご

理解いただき、ご協力をお願いします。

■調査方法：郵送（往復）によるアンケート方式

■調査期間：3月1日（水）～17日（金）

■調査対象者：市内居住の65歳以上の（無作為抽出）約6000人

※返信用封筒に入れて、3月17日まで投函をお願いします。

問 市介護サービス課（内線61-223）

「センチメンタル・ジャーニー」朝倉幻燈浪漫」のDVDをいただきました

ふるさと課

水のふるさと朝倉を舞台に、さまざまな人間模様が繰り広げられる映画「センチメンタル・ジャーニー」朝倉幻燈浪漫」が昨年制作されました。このDVDを医療法人日新会理事長の稲永國勝さんから市に寄贈いただきました。

寄贈いただいたDVDは、市内のコミュニティセンターや図書館に置

かれる予定です。

問 市ふるさと課（内線61-517、518）



朝倉市提案公募型協働事業活動報告会、事業説明会

ふるさと課

朝倉市ではNPO・ボランティア団体、市民グループ等から市と一緒に取組む公益的な事業として「朝倉市提案公募型協働事業」の企画提案を募集し、審査のうえ採択された事業は団体と市との協働で実施しています。今回、平成28年度に採択を受けた1団体が事業の取り組みや成果等について報告する活動報告会を開催します。

あわせて本事業の平成29年度事業説明会も行います。提案公募型協働事業や行政との協働に関心のある人、事業提案を検討している人は応募の参考となりますのでぜひ参加ください。なお、事前申し込みは不要です。当日直接会場にお越しください。

■日時：3月23日（木）18時～

■場所：市役所本庁 301会議室

●活動報告事業

【フリースペースよつば】

■事業名（平成28年度）：学校に行きづらい子、社会に出づらい人の自立支援事業

■事業内容：学校に行きづらい子や



社会になじめない人、その保護者や家族への相談支援事業や居場所づくり、安心できる生活の場の提供や学力保障のための学習支援を行いながら利用者の自己肯定感を育て、自立する力をつけるための支援を行う。

また今年度は研修、啓発活動の一環として公開講演会および保護者、家族を対象とした学習会を開催し、みんなで当該者への理解を深める地域づくりを行う。

この事業により、多くの地域住民に子どもたちを理解してもらい、かつ事業の内容や活動を広げ朝倉市で安心して子育てができる環境を目指し事業を進める。

問 市ふるさと課（内線61-517、518）

社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度

介護サービス課

これは、経済的な理由で生計が困難である人に対して、介護サービスを行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減する制度です。

利用を希望する場合は、申請が必要です。詳しくは市介護サービス課へお尋ねください。なお、減額となるのは、利用者負担軽減の実施の申し出があった法人のサービスに限ります。

■対象者

市民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たすこと。

①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

③世帯が居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと

問 市介護サービス課（内線61-261）

軽減対象サービス	軽減対象経費	軽減割合
介護老人福祉施設（入所）（特別養護老人ホーム）	利用者負担額 居住費、食費	25%の軽減（年齢は50歳以上の高齢者） 50%の軽減（高齢者）
（介護予防）通所介護	利用者負担額 食費	
（介護予防）短期入所生活介護	利用者負担額 滞在費、食費	
（介護予防）訪問介護	利用者負担額	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	利用者負担額 食費、宿泊費	

軽自動車等の変更手続きは4月1日までに

税務課

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車等（原動機付自転車、農耕や荷役作業用等の小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む）を所有する人に課税されます。使用していない軽自動車等がある場合は、4月1日までに廃車手続きをしてください。盗難に遭い車両やナンバーがない場合も、盗難または廃車手続きが必要です。

■市外に引っ越したとき

住所変更の手続き、廃棄や他人への譲渡などで車両を手放したときは廃車や名義変更の手続きが必要です。

すでに、販売店等を通じて廃車や下取りを依頼した人は、廃車手続き・名義変更手続きが完了しているか確認してください。

住所変更の手続きを行わなかった場合は、軽自動車税の納税通知書が届かなくなる可能性があります。また、廃車や名義変更手続きをしなかった場合は、引き続きその車両の税金がかかります。

【変更手続き先】

《朝倉市・甘木市・朝倉町・杷木町ナンバー》

○原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、フォークリフト等）：朝倉市役所本庁・各支所または転出先市区町村

■手続きに必要なもの：

《廃車手続き ナンバープレート、印鑑》
《名義変更 ナンバープレート、譲り受けた人の印鑑》
《久留米ナンバー》

※必要書類と手続き方法については、必ず手続き先にお問い合わせください。

○250cc以下のバイク：全国軽自動車協会連合会福岡事務所久留米支所（久留米市上津町 ☎0942-218893）

○250cc超のバイク：九州運輸局福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所（久留米市上津町 ☎050-5540-2081）

○三輪・四輪軽自動車：軽自動車検査協会福岡主管事務所久留米支所（久留米市上津町 ☎050-3816-1752）

問 市税務課（内線61-162・163）

資源ごみのペットボトルの出し方が変わります

環境課

■4月からラベルも取り外してください

平成29年4月からサン・ポートで処理する資源ごみのペットボトルについて、キャップとラベルの両方を取り外して出す方法に変更となります。

ペットボトルは日本容器包装リサイクル協会が指定する引取り品質ガイドラインに沿って分別基準適合物として同協会へ引渡し、品質調査により品質ランクが決定しています。ラベルが付いたままでは品質を悪くする原因となるため、品質向上を図るためサン・ポート構成市町村で統一して実施することになりましたので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、取り外したペットボトルのキャップとラベルは、プラスチック製容器包装へ分別をお願いします。

問 市環境課（内線65・14）



福祉事務所からのお知らせ

【①障がい者移動支援事業】

重度障がい者（児）が次のような外出をする際、移動支援を受けることができます。

- ・社会生活上不可欠な外出
- ・余暇活動等の社会参加のための外出

ただし、次の場合は対象となりません。

- ・通年かつ長期にわたる通所や通学等の送迎
- ・通院等の付き添い
- ・営業活動等の経済活動（就労等）に係る外出
- ・その他「社会通念上適当でない」と判断される場所への付き添い

■対象者：市内在住で屋外での移動が困難な、身体障害者手帳1級および2級の視覚障がい者・全身性障がい者、療育手帳または精神保健福祉手帳1級を所持している人。

■利用料：費用の1割が自己負担になりますが、世帯の課税状況に応じて利用料が免除になる場合があります。

■利用有効期間：最長1年間（平成

30年3月31日まで）

現在、利用している人は、3月末で有効期間が終了しますので、再申請が必要です。

■利用可能時間：1カ月あたり30時間以内（同行援護利用者は1カ月あたり20時間以内）

【②障がい者日中一時支援事業利用】

在宅の障がい者（児）の介護を行う家族等が、病気や旅行等により一時的に自宅で介護を行うことが困難となった場合に、施設等で日中活動の場（宿泊は伴わない）を提供し、見守りや社会に適應するための訓練を行います。

■対象者：市内在住で在宅の障がい者（児）で、身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳を所持しており、障害支援区分1以上の認定を受けた人。

■利用期間：最長1年間（平成30年3月31日まで）

現在利用している人は、3月末で有効期間が終了しますので、再申請

国民年金の特定期間・特例追納制度

保険年金課

■特定期間について

扶養から外れて2年過ぎていても届出ください

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職や本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。なお、年金額には反映しません。

■特例追納について

特定期間の保険料を納付することで、将来の年金額が増えることもあります。

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）するこ

とで年金額を増やすことができる場合があります。なお、すでに年金を受けとっている人は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

詳しくは、お近くの年金事務所またはねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。

問 南福岡年金事務所（☎092・552・6128）月々金曜日8時30分～17時

・ねんきん加入者ダイヤル（☎0570・003・004）（050から始まる電話でかける場合は☎03・6630・2525）月々金曜日8時30分～19時、第2土曜日は9時～17時まで
※祝日、12月29日～1月3日は利用できません。



福祉事務所

*その他、所得制限があります。

■給付金の額：月額2000円（給付対象月は平成28年10月～平成29年3月）

■申請受付期間：3月6日（月）～27日（月）

■必要書類：申請書、通院証明書（病院による証明）、世帯全員の住民票の写し、受給資格者（本人）および同一世帯全員分の所得証明書（平成27年分）、給付金振込先の通帳の写し

※書類は市福祉事務所、朝倉・杷木各支所にあります。

【①②③共通事項】

■受付場所：市福祉事務所障がい者福祉係、朝倉・杷木支所市民窓口係
問 市福祉事務所障がい者福祉係（内線61・121）

②夜間の人工透析治療回数が一月5回以上におよぶこと。
③（自家用車使用の場合）通院距離が片道10^{キロメートル}以上であること
（公共交通機関使用の場合）1カ月2000円以上の運賃の負担をしたこと
（タクシー使用の場合）領収書に基づき1カ月2000円以上の負担をしたと認められること。

日曜開庁を実施します

- 【開庁日】 3月26日（日）、4月2日（日）
- 【開庁時間】 9時～13時
- 【開庁場所】 市役所本庁（朝倉市菩提寺 412-2）
※朝倉支所および杷木支所では行いません。
- 【業務内容】 表のとおり（市役所内での業務に限ります）

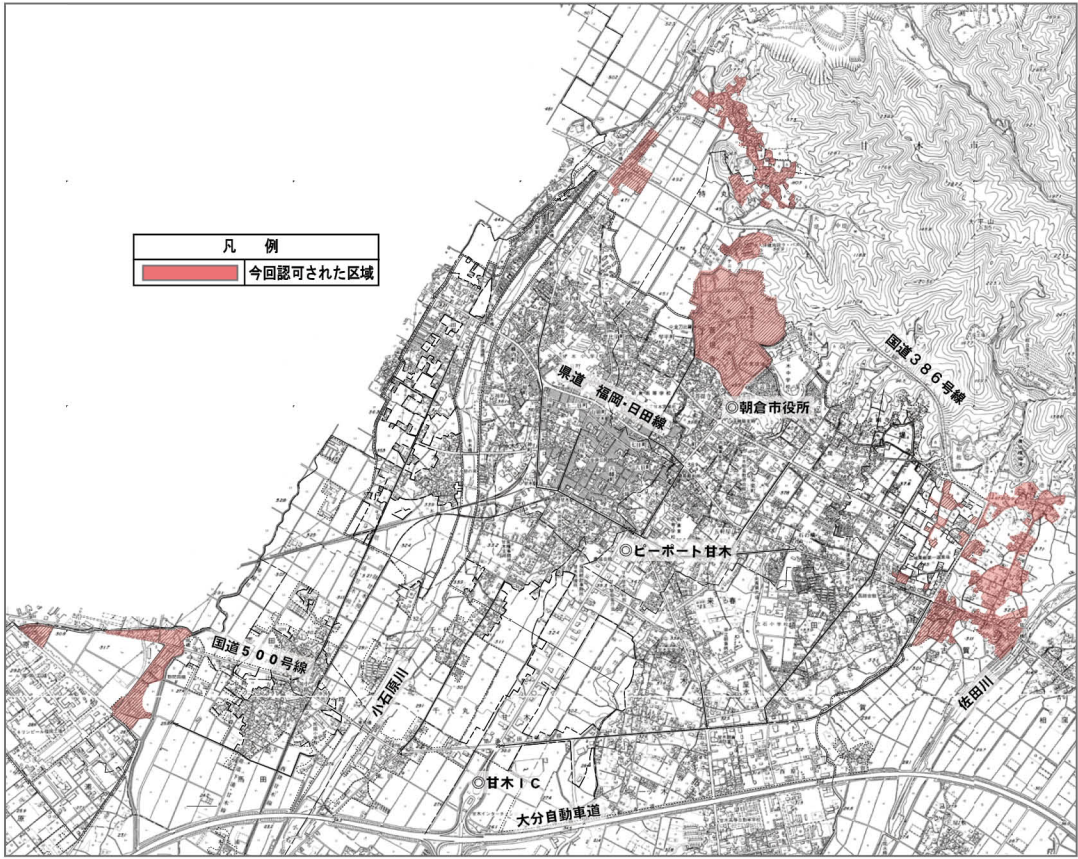
窓口・問合せ先 （代表☎ 22-1111）	取扱いできる手続き	発行できる証明書
市民課 （内線 61-137）	●転入・転出・転居等住民異動届出の手続き （個人番号カード・住基カードを利用した転入の手続きはできません） ●戸籍届出（出生・婚姻・死亡等）は預かりのみ （従前どおり、終日、警備員室でお預かりします） ●印鑑登録（新規・廃止・亡失）手続き	●住民票・戸籍・印鑑登録証明 （住民票の広域交付は除きます） ●個人番号カードの交付 （交付場所が朝倉・杷木の人は5日前までにご連絡ください）
税務課 （内線 61-161、162）	●口座振替手続き（申請・解約） ●軽自動車税（登録・廃車）手続き ただし、以下の廃車手続きはできません。 ・ナンバープレートのないもの ・他市町村が交付したナンバープレート ※日曜開庁では、申告相談はできません。	●所得（課税）証明書 ●納税証明書 ●評価証明書、公課証明書、 名寄帳の写し ※当日発行できない証明書もあります
収納対策課 （内線 61-164）	●市税および国民健康保険税の納税相談 （当日は、税金の支払いはできません）	※国・県および他の市役所等への問い合わせが必要なものや、申請等の内容によって取扱いや受理ができない場合があります。ご利用の際は、不明な点を事前に市役所各窓口へお問い合わせください。
福祉事務所 （内線 61-120）	●住民異動に伴う「障害者手帳」の手続き	
子ども未来課 （内線 61-126）	●住民異動に伴う「児童手当」の手続き	
保険年金課 （内線 61-139、153）	●住民異動に伴う「国民健康保険」および「子ども医療・ 重度障害者医療・ひとり親家庭等医療」の手続き （国民年金・後期高齢者医療に関わる手続きはできません）	
介護サービス課 （内線 61-201）	●住民異動に伴う「介護保険」の手続き	
下水道課 （内線 61-531）	●住民異動に伴う「下水道使用」の手続き	【問い合わせ】 市市民課 （代表☎ 22-1111、内線 61-136、137）
水道課 （内線 61-232）	●住民異動に伴う「水道使用」の手続き（当日は、 水道の開閉栓等で現地に行くことはできません）	

※市営住宅入居者の、転入・転出・転居等住民異動届出の手続きについては、都市計画課での事前手続きが必要です。

「甘木都市計画下水道事業」の事業計画の変更が認可されました

下水道課

■下水道事業区域を拡大
朝倉市の公共下水道は平成7年度に事業着手し、これまで順調に整備が進められています。平成27年度末の整備面積は、約542ha（事業認可区域は623ha）です。
朝倉市では、計画案の縦覧後に朝倉市都市計画審議会を経て、甘木都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業計画の変更について、福岡県に申請し平成28年12月15日に認可されました。新たに認可されたのは、下図の赤色で塗られた71haです。これは平成29年1月13日付け福岡県告示第23号で県公報に登載されています。
このことにより、浄化槽を設置する際の補助事業対象区域から除外されましたのでご注意ください。
■認可された地区：堤地区、古賀地区、柿原地区、持丸地区、中原地区の一部の区域



農地の貸し借りは農業振興課へ

農業振興課では、6月から始まる農地の貸し借りの利用権設定届出書を受け付けています。
この制度は、農地を貸したい人と借りたい人の話し合いで契約内容が決まり、契約期限がくると農地は確実に所有者へ戻るものです。
届出書は、本庁総合案内・朝倉支所1階農業振興課・杷木支所庶務窓口係で配布します。市のホームページからも入手できます。その場合、A3サイズでの印刷が必要です。
■提出者：更新契約をする人、新規契約をする人
■提出書類：利用権設定届出書（双方の押印が必要）
■提出期限：4月28日（金）【期日厳守】
■提出場所：朝倉支所1階 農業振興課
※本庁と杷木支所では受付できません。
問 市農業振興課（☎ 521427）